

## 平成27年度損害補償費等事業費の支払日

(会計課)

当基金から御契約団体へお支払いする平成27年度の損害補償費等事業費（損害補償費、退職報償金、公務災害防止事業費等をいいます。）の支払日につきましては、昨年同様、次のとおりとさせていただきますので、お知らせします。

なお、特別の事情がある場合には、下記にかかわらず個別に対応いたしますので、お早めにお申し出ください。

### 1 事業費（年金・市町村特別交付金（以下「年金等」という。）を除く。）の支払日

原則として、毎月10日、25日とします。その日が基金の休日（土、日、祝日）に当たるときは、その日以後その日に最も近い休日でない日とします。

なお、事業費の支払いについては、別紙スケジュール表の支払確定日（メ）までに審査が終了した案件を予定しています。

なお、請求書等の提出は、支払確定日（メ）の5日前までに基金に必着するようお願いいたします。

### 2 年金等の支払日

年金支給月（偶数月）の初日とします。その日が基金の休日に当たるときは、その日以後その日に最も近い休日でない日とします。

(平成27年度損害補償費等事業費・年金等支払確定日及び支払日に係る年間スケジュール表参照)